紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報社電話番號 百四十[illegible]

時事新報

明治廿七年三月十八日 日曜日
舊暦甲午二月十二日(己、未)
日出午前五時五十分 日入午後五時五十分
月出午後二時五分 月入午前三時五十二分
満潮午前一時三十四分 午後二時二十四分
(西暦一千八百九十四年)
年始より七十七日 年末まで二百八十八日

名家 … 其技に熟し … 美術の進歩如 … 所なり由て時 … し且つ其奬 … 從て毎月其 … る彩色石版刷 … 生の愛讀者に … 年三月に至り … 手に成りたる … 大に讀者の心 … するの具たる

附錄 … として時事新 … 月五日を以て

忠氏 … は身は忽ち百 … あるべし … (東京市外 … 臨時に紙數を … 申込まるべし

… なる商況物 … 後に … を要す) … 〇三箇月 前 … 五錢〇一箇 … 他大祭祝日年 … を以て返戻す … て又廣告料の … 被下度候

… 山、元山港 … 金拾三錢 … くは加奈陀を … 金六拾錢 … 金三拾錢 … 金六拾五錢 … 金三拾五錢

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする者は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

左に揭ぐるは社友筑陰生が客臘議會を傍聽して雜説の浮み出づるまゝ隨筆せしものなり事舊に屬すと雖も亦來期議會の鑑となすに足るものあれば爰に其二三を摘記して讀者の覽に供す

議場の體裁

渦形をなしたる議席の構造は至て妙なれども議員の席次を定むるや黨派に據らずして抽籤なるが故に自由黨員の傍に改進黨員あり國民派の人々、同盟派の面々參差交錯して不案内の者は席次表により頻に詮索すれども猶ほ彼の論者は何れの黨員にして議場の大勢如何に傾き居るやを辨識するに苦むの常なり體裁既に混雜なる上に粗忽突飛不熟練の人も少なからざるより議事動もすれば亂に流れ殊に可否を採決するに當ては起立を見て黨派の向背を徴し難きのみならず議長が之を認定し又算用するにも容易ならずして止むを得ず指名點呼に時間を空過するみと毎度なるが如し英佛諸國にては議席を定むるに黨派によりて別てり我國にても既に夫れ〳〵黨派ありて無所屬の議員極めて少數なれば黨派別の方法を實行する敢て難しとせず然るときは上記幾多の煩雜不如意も稍々以て減ずるに足らん乎一言に評すれば佛蘭西議會の幼稚なるが如くなれども議員諸氏は蓋し英國議會に企て及ばんと欲するものならん唯今日の調子にては其期留の前途甚だ遠きを歎ずるの外なし

敵なきに戰ふ

同じく立憲議政の會場に於て東西著るしき相違の變態は我議員が敵なきに論戰するみと是なり議長あり書記官あり議員あり傍聽人あり一場の諸道具は打揃へども獨り政府委員席は寂として人影を見ず恰も春日に花なく秋夜に月なきが如く宇内立憲國の多き我帝國議會に似たらんものはある可らず英國の議院にては一日の議論を大別して民言三四分官言六七分なるを常とすれども我國にては官言一二分民言八九分と云ふも不可なきが如し抑も立憲治下の在朝派は國政の設計者なれば隨て説明の責あるは勿論これを賛否す可き議員の質問に對しては復た再疑なからしむる樣明辨す可き筈なるに過半は一場の挨拶に過ぎざるが如し窃に怪訝に堪へず概して質問は言葉短くして説明の長きに渉るは言論の常例なれども我議會に於て政府の答辯と議員の質問とを比較すれば質問者は其旨意の平爽にも何人にも解し易き事柄さへ(理由説明として冗長の辯論を費やし政府の之に答辯する所は多くは簡單無味にして甚だしきは半片の短文を以てするとあり蓋し時として言葉尻を隱さん爲めの要用に出づるならん歟なれども左りとは和協の旨を離るゝものにして冗辯する者も明答せざる者も共に一種の病として見る可し要するに議員が多く敵なきに戰ふの奇觀は政府の超然主義より發したるものなる可し

輕卒、卑怯

議事の輕忽なると莊重なるとは即ち空議と實着との岐路と看做して可ならん予が傍聽したるは舊臘十八日の議會にして當日は彼の官紀振肅の上奏文に對し未だ何の沙汰もなしとて内閣員に自から處決を促すの緊急動議ありし日なり始め上奏案の議事あるや頗る咄嗟に決了したる由に聞及びしが今また此動議に付ても提議者は唯用語の過激なるのみ唯一通りの旨意を陳べて降壇したる後一人の質議反駁もなく數分時ならざるに議長は手輕に採決を起立に問ひ一瞥して多數と宣言したり誰か其無造作なるに驚かざらんや歐米の議院にては苟も内閣大臣に處決を促すが如き場合に當ては必らず充分の討議を悉し其決を採るや一々指名點呼を以てせざるはなし我議會の如く大事を議するに簡易なるは殆んど比類なき珍事なれば予は其次第を一二の政黨員に尋ねたるに若しも指名點呼するときは或は憚る所ある議員もありて多數を得るみと覺束なし即ち單に起立に問ふ所以にして赤民黨の一策のみと言、信ず可らずと雖も萬一果して左もあらんには言語道斷沙汰の限りにして起立ならば一國の内閣を彈劾し指名ならば敢てせずとは抑も何たる醜態ぞや歐米議員は之を卑怯として最も賤むのみならず我國にても士君子は申すに及ばず市井の無頼も猶は且つ屑しとせざる所豈獨り議員に於て之を許さんや時事新報記者が官紀振肅よりは先づ會紀を振肅せよと漫言したるもの蓋し漫言として見る可らざるなり

自尊、自重

官尊民卑の弊習は今猶は脱せずして議會と政府と衝突ある毎に動もすれば其端を示し政府は大政府の迷想を以て措置せんとすれば議會は之を尋常視して敢て其威嚴を保たんともせず例へば上奏又上奏の如き之を皮相すれば粗暴過激に似たれども其實俗間にも間々ある如く弱者が強者に窘められて其意を伸べ難き場合に當り他の長者に哀訴して其助力を假らんとするに均しく醜態見るに堪へず如何となれば上奏の事件たる一も宸聰を煩はし奉る可き事柄にあらず正に院内の決議として表明すれば足るものなり蓋し議員自から院議に重きを置かざるの致す所にして慣習相傳へ益〻議會の威嚴を損傷するみとならん歐米諸國に於て院議の重き殆んど勅裁と擇む所なきが如きは豈一朝の故ならんや左れば今後の議會は毎事愼重を旨とし黨議と雖も非なるものは之を改め政府案と雖も是なるものは之を賛して彼の上奏等の手段に依頼するを止め院内何となく威重す可き風儀をなさば院議の重きみと必らずや泰山の如く内閣の責任も茲に至りて復た漠然たるみと能はざる可し立憲政治の根柢始めて成るものと云ふ可し凡そ人自から重んぜざれば他も亦重きを置かず虚驕なる今の政府何の幸ぞ猶能く立つみとを得るや輕浮なる議會のあるありて之が地歩をなさしむるのみ

官報

○勅令

朕明治二十六年勅令第百三十二號第一項並同年勅令第百三十四號施行延期ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年三月十六日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 伯爵井上馨
文部大臣 井上毅

勅令第二十五號

明治二十六年勅令第百三十二號第一項並同年勅令第百三十四號ノ施行ハ明治二十八年四月一日マテ延期ス

朕明治二十六年勅令第二百八號施行延期ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年三月十六日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
文部大臣 井上毅

勅令第二十六號

明治二十六年勅令第二百八號ノ施行ハ明治二十八年四月一日マテ延期ス

○遞信省告示第六十九號

廣島縣下安藝郡吉浦村字狩留賀及同縣下同郡江田嶋村字先早瀨ノ沖ヘ設置ノ海底電信線浮標修繕中假浮標ヲ設置ス

明治二十七年三月十七日

遞信大臣 伯爵黑田淸隆

●●●●●●土木費補助支出

一金四十六萬三千百三十七圓	愛媛縣水害費補助
一金二百一萬七千八百四十一圓	岡山縣水害費補助
一金百六十四萬四千七百九十四圓	鳥取縣水害費補助
一金七十一萬八千百八十七圓	嶋根縣水害費補助
一金五十七萬三千八百十六圓	大分縣水害費補助

客年十月愛媛大分兩縣ハ洪水海嘯其他ノ各縣ハ洪水ノ爲メ堤防道路橋梁堰堤等破壞シタルニ依リ之カ修築費補助トシテ前記ノ金額支出ノ儀内務大臣ヨリ請求有之處本年度第二豫備金拂切ニ付國庫剩餘金ヨリ支出ノ儀本月十四日及十五日勅裁ヲ經タリ

明治二十七年三月十七日

大藏大臣 渡邊國武

●●●●●●●受領電信料外七件支出

一金三百圓	受領電信料
一金四千六百八十圓二十五錢二厘	北海道廳府縣救助費外二件
一金二萬八千百八十二圓四十五錢八厘	諸拂戻金
一金三千圓	滯納及犯則者處分費
一金三萬三百三十四圓六十四錢八厘	糧食費
一金六千二百八圓三錢	馬匹費

明治二十六年度歲出豫算中外務省所管在外公館ノ款受領電信料ノ項ニ於テ往復ノ夥多ナルカ爲メ豫算ニ不足ヲ生シ内務省所管北海道本廳ノ款旅費、救助費ノ二項府縣ノ款恩賞及救助費、難破船費ノ二項對馬地方警察費ノ款旅費ノ項ニ於テ物價ノ騰貴人員ノ增加事件ノ多カリシカ爲メ豫算ニ不足ヲ生シ陸軍省所管軍事費ノ款糧食費、馬匹費ノ二項ニ於テ物價騰貴ノ爲メ豫算ニ不足ヲ生シタルニ依リ補充ノ儀外務大臣内務大臣陸軍大臣ヨリ請求有之又大藏省所管内國稅徵收費ノ款滯納及犯則者處分費ノ項諸拂戻金ノ爲メ豫算ニ不足ヲ生シタル處本年度第一豫備金拂切ニ付前記ノ金額國庫剩餘金ヨリ支出ノ儀本月十五日勅裁ヲ經タリ

明治二十七年三月十七日

大藏大臣 渡邊國武

雜報

○●●●本年の製茶[illegible]

二十六年度の製茶は將に[illegible]
期節は愈よ近けり毎年の[illegible]
五月一日に當る)を以て新[illegible]
は駿州地方早場の製出を[illegible]
家相戒めて例年競ふて早製[illegible]
直を得て名譽とするの惡弊[illegible]
物は問屋に於て荷受けせざ[illegible]
改良の實を擧げんと注意す[illegible]
弊も幾分減ずべく隨て本年[illegible]
月下旬ならでは容易に豫言[illegible]
角不順にして冬季中降雪少[illegible]
霜害等なしとも云ひ難かる[illegible]
なきにあらず扨又本年新茶[illegible]
日より豫想するは早計なれ[illegible]
るに製茶の最大花主なる米[illegible]
だ容易に回復せず製茶の如[illegible]
は先行き至て捗々しからず[illegible]
ゐ居る積荷も可なり堆積し[illegible]
す低落せしに係らず期末に[illegible]
て金貨に換算すれば近年曾[illegible]
に最近四年間二月下旬の製[illegible]
實に左の如き差違あり

●二月下旬製茶中等品平均相場比較

		二十四年	二十五年
上品	横濱相場	二〇圓五〇錢	二一圓五[illegible]
	金貨換算	一五弗七九仙	一五弗四[illegible]
中品	横濱相場	一八圓五〇錢	一九圓五[illegible]
	金貨換算	一四弗二五仙	一四弗〇[illegible]
並品	横濱相場	一六圓五〇錢	一七圓五[illegible]
	金貨換算	一二弗七〇仙	一二弗六[illegible]

●二月下旬外國爲換相場米弗著比較
二十四年 七十七弗　二十五年 七十二弗

右の表によれば横濱相場及[illegible]
高直にて本年度最低價なり[illegible]
昨年に比し左の如く低落せ[illegible]

	横濱相場
上品	三圓五十錢
中品	三圓
並品	三圓

此の如く低落せしは主とし[illegible]
ものにして新茶期節に至ら[illegible]
を現はすべしと雖も價の[illegible]
く米國の不景氣及び歐洲各[illegible]
に救治すべき勢なければ本[illegible]
注意すべき事なり何は製茶[illegible]
地方に古茶の殘荷多き事是[illegible]
六番茶甚しきは七番茶を製[illegible]
頗る多く其他各地の殘荷を[illegible]
上るべく是等の殘荷は毎年[illegible]
茶に混合して出荷するもの[illegible]
合茶に就ては當業者一層注[illegible]

A PRACTI[illegible]

Van winkle: Hello, old [illegible] to do with those rugs?
Van Blumer: My wife [illegible] out of them, so I am going [illegible] in a Fifth avenue stage.

實際流の人

花[illegible] 是れ〳〵お前さんは[illegible]
のです
月[illegible] 家内が之を敷物に[illegible]
申しますから今、私が此物[illegible]
に行かうと出掛けた所で御[illegible]